

Ⅱ 企 画 調 整

1 広報普及啓発

(1) ホームページ

平成13年度にホームページを開設し、保健所の事業紹介、保健衛生情報など、都民や関係機関に役立つ情報を掲載している。

ホームページアドレス <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/tthc/>

(2) 情報誌等の発行（多摩立川保健所「健康だより」・「べんり帳」）

「健康だより」は住民及び関係機関等を対象に、保健衛生知識の普及及び健康づくりに役立つ情報提供を目的として、令和4年度は夏期（7月）と冬期（11月）に各16,400部を発行した。

夏期発行の「健康だより」では、「身の回りのたまり水をなくして蚊の発生を減らしましょう!」、「くすりを正しく知って 正しく使ってくすりの正しい知識を身につけよう」、「レッツゴー! 骨髄ドナー登録ドナー登録であなたも命をつなぐヒーローに!」及び「予防しよう! お肉の食中毒」を掲載した。

冬期発行の「健康だより」では、「教えて! 禁煙きんちゃん!」、「いい医療に向かってGO (11月25日)!」及び「医療従事者の皆様へ」、「withコロナ時代の食生活〜バランスよく食べよう〜」及び「冬の湿度管理をしていますか」を掲載した。

「べんり帳」は住民及び関係機関等を対象に、保健所の業務内容等の掲載に加え、裏面には管内の公共機関や保健医療機関の位置を示した管内マップ（地図）としても利用できるものとし、令和2年11月に10,000部発行した。

なお、「健康だより」と「べんり帳」は管内6市や医療機関等の協力を得て、それぞれの窓口等での配布を行っている。

(3) 市報への掲載依頼

管内6市の協力により、市報を通じて講演会等の行事予定等について周知を図っている。

(4) パンフレットの配布・ポスターの掲示

保健所構内及び講習会の会場等において、保健衛生に関する各種パンフレットの配布及びポスターの掲示を行っている。

(5) 保健所ギャラリー

保健所1階の展示コーナー（保健所ギャラリー）において、住民の健康増進のため、月ごとにテーマを決めて企画展示を実施している。

(6) 事業概要の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、管内6市及び関係機関等に配布している。

(7) 保健医療福祉データ集の発行

圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

(8) 資料室の設置

住民や関係機関向けに健康（衛生）教育用資料等を貸し出している。

2 情報公開

東京都では都民に対し開かれた都政を推進するため、「東京都情報公開条例」に基づいて、「公文書の開示」を行っている。

また、平成29年10月30日からは、東京共同電子申請・届出サービスを利用して「公文書情報の提供」も行っている。

多摩立川保健所では、令和4年度中に公文書の開示請求が364件、情報提供依頼が24件あった。

さらに、これらとは別に個人情報を含む文書について、令和4年度中に法令等の定めに基づく公的機関からの行政照会に対し127件の提供を行った。

表2-1 令和4年度情報公開

| 区分 | 合計 | 内 訳 | | 件 数 |
|---------------|------|----------|----------|---------|
| 公文書開示請求 | 364件 | 食品衛生関係 | | 55 |
| | | 環境衛生関係 | | 174 |
| | | 診療所等開設関係 | | 216 |
| | | 薬局等開設関係 | | 130 |
| | | その他 | | 4 |
| | | | | (計579件) |
| 公文書情報提供 依頼 | 24件 | 食品衛生関係 | | - |
| | | 環境衛生関係 | | 26 |
| | | 診療所等開設関係 | | 29 |
| | | 薬局等開設関係 | | 2 |
| | | | | (計57件) |
| 行政照会 | 127件 | 官公庁 | 食品衛生関係 | 387 |
| | | | 環境衛生関係 | 33 |
| | | | 診療所等開設関係 | 41 |
| | | | 薬局等開設関係 | 16 |
| | | | その他 | 11 |
| | | | | (計488件) |

(注) 1件の請求により、複数文書を請求される場合があるため、合計件数と内訳の計とは一致しない。

3 統計調査

保健所では統計法等に基づいて、わが国の主要統計の一つである人口動態統計をはじめ、傷病や医療施設等に関する衛生統計調査及びその他の各種統計調査について、審査及び取りまとめの事務を行っている。

令和4年度には、次の統計調査を行った。

表3-1 統計調査実施状況

| 調査名 | | 目的 | 期日 | 対象 |
|------------|------------------------------------|--|--------------|---|
| 人口動態統計 | 人口動態調査 | 人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 (出生・死亡・死産・婚姻・離婚に関わること。) | 通年実施 | 管内6市に届けられる出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出書により調査する。 |
| | 医療施設動態調査 | 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 | 通年実施 | 医療法に基づく届出の受理又は処分があった医療施設 |
| 衛生統計調査 | 地域保健・健康増進事業報告 | 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 年度報 | 保健所及び管内6市 |
| | 国民生活基礎調査 (大規模調査) | 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。 | 令和4年 6月2日 | 全国の世帯及び世帯員を対象として、国勢調査区から層化無作為抽出した調査地区内の全ての世帯及び世帯員 管内では10地区598世帯 |
| その他の各種統計調査 | 社会保障・人口問題基本調査 (第7回全国家庭動向調査) | 出産・子育て、老親の扶養・介護をはじめとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子高齢化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供することを目的とする。 | 令和4年 7月1日 | 2022(令和4)年国民生活基礎調査の調査地区より無作為に抽出した調査地区内の全ての世帯 管内では2地区116世帯 |
| | 社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する実態調査) | 社会保障サービスの利用やその背景にある国民における自助・共助の動向、地域や家族以外の他者との関わり方についての資料を得ることにより、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供することを目的とする。 | 令和4年 7月1日 | 2022(令和4)年国民生活基礎調査の調査地区より無作為に選んだ調査地区内の全ての世帯の世帯主及び18歳以上の世帯員 管内では1地区30世帯 |

4 研修・教育

(1) 研修・教育活動

ア 研修・衛生教育の実施

関係職員の資質の向上を目的とした研修会、最新の医学や公衆衛生情報を伝える講演会、衛生教育を目的とした講習会等を83回開催した。分野別の内訳は表4-1に示した。

研修活動の中で企画調整課が実施した、市町村職員の支援を目的とした研修は、表4-2に再掲した。

表4-1 研修・衛生教育実施状況

| | 総 数 (注1) | | 会 場 | | | |
|----------|----------|-------------|----------|-------------|--------|-----------|
| | | | 所 内 (注2) | | 所 外 | |
| | 回 数 | 参加人員 | 回 数 | 参加人員 | 回 数 | 参加人員 |
| 3年度総数 | 83 | 5,534 | 66 | 5,092 | 17 | 442 |
| 4年度総数 | 83 | 4,654 | 44 | 3,318 | 39 | 1,336 |
| 感 染 症 | 2 | 60 | 1 | 30 | 1 | 30 |
| (再掲) 結核 | - | - | - | - | - | - |
| (再掲) エイズ | - | - | - | - | - | - |
| 精 神 | 1 | 19 | - | - | 1 | 19 |
| 難 病 | 1 | 39 | 1 | 39 | - | - |
| 母 子 | - | - | - | - | - | - |
| 成人・老人 | - | - | - | - | - | - |
| 栄養・健康増進 | 17 (6) | 1,274 (529) | 15 (4) | 981 (236) | 2 (2) | 293 (293) |
| 歯 科 | 5 (1) | 406 (48) | 5 (1) | 406 (48) | - | - |
| 薬 事 | 12 | 411 | 3 | 170 | 9 | 241 |
| 医 事 | 1 (1) | 133 (133) | 1 (1) | 133 (133) | - | - |
| 食 品 | 35 (5) | 2,019 (481) | 14 (3) | 1,366 (188) | 21 (2) | 653 (293) |
| 環 境 | 7 | 225 | 2 | 125 | 5 | 100 |
| 企 画 | 2 (1) | 68 (52) | 2 (1) | 68 (52) | - | - |

(注1) 他分野と合同で開催した回数、参加人員は()内に示した。

(注2) 所内開催については、書面開催、オンライン開催を含む。

イ 市町村等支援研修

市への支援の一環として管内6市の担当者の資質向上を目的とした市町村支援研修を実施した。

また、管内の保健福祉関係者の資質の向上及びネットワークの強化を目的として、地域保健福祉関係者等育成研修を実施した。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた研修を一部中止とした。

表4-2 市町村支援研修

| 実施日 | 対象者 | 参加人数 | 内 容 | 講 師 |
|-------|-----------------------------------|------|--|-----------------------------------|
| 8月30日 | 各市の健康主管課、学校給食主管課等の管理栄養士・栄養士等 | 52 | 栄養士研修<栄養管理講習会合同開催> 「発達障害等の子どもの食の困難の実態と支援ニーズ『食べられない』を傾聴と対話で支援する」 | 金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授 田部 絢子 氏 |
| 12月9日 | 各市又は保健所の統括保健師・統括的立場の保健師 | 18 | 6市・保健所統括保健師連絡会 管理期保健師の人材育成を兼ねて、各市の人材育成の課題や災害対策の情報共有・意見交換 | — |
| 1月16日 | 各市又は保健所の中堅中期・後期の保健師 | 16 | 中堅期保健師研修 「踏み出そう！中堅期保健師のさらなるステップアップ！～積み重ねた経験が強みに変えていく～」 | 元東京都保健師 本田 浩子 氏 |
| 2月16日 | 各市自殺対策事業担当者 | 16 | 自殺対策事業担当者連絡会 各市の取組内容の共有、事業実施にあたっての課題等の情報共有・意見交換 | — |
| 中止 | 各市健康主管課・防災主管課・その他防災対策に関わる職員、保健所職員 | — | 災害対策研修 | — |
| 中止 | 各市又は保健所の概ね入職後3年目までの保健師 | — | 新任期保健師研修 | — |
| 中止 | 各市在宅療養事業担当者 | — | 在宅療養担当者向け研修会・連絡会 | — |

(2) 実習生指導

保健所は地域保健の第一線機関として保健師学生、管理栄養士学生、歯科衛生士学生等の実習生を受け入れており、地域保健従事者の養成における基礎教育の一端を担っている。

表 4-3 実習生指導状況（令和4年度）

| 対 象 | 学校名 | 実施期間 | 実習 日数 | 学生人数 | | 指導内容等 |
|--------------------------|--------------------|--------------------------------|----------|------|-----|---|
| | | | | 実 | 延べ | |
| 保健師学生 (公衆衛生看護学 実習) | 東京慈恵会医科大学 | ① 5月30日～6月24日 ② 6月27日～7月22日 | 10日間 | 8 | 80 | オリエンテーション： 保健所の役割・業務について 見学： 感染症対策事業、精神相談、難病相談、 リハビリ訪問、面接相談、家庭訪問、 会議、事例検討等 |
| 管理栄養士学生 (注1) | 東京農業大学 | 5月18日～9月15日 | 5日間 | 27 | 136 | 講義： 保健所の役割と公衆栄養業務について (講義のみ28名参加) 実習： 食環境整備、特定給食施設指導、食品関 連事業者指導、課題研究等 |
| 歯科衛生士学生 (注2) | 東京西の森歯科衛 生士専門学校 | 6月8日 | 1日間 | 66 | 66 | 講義： 保健所の役割・業務について、歯科保健 について |
| 医学部学生 (注3) | — | 受入れなし | — | — | — | — |

(注1) 管理栄養士学生の実習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実習期間を短縮して実施した。

(注2) 歯科衛生士学生実習については、3所合同（西多摩保健所・多摩立川保健所・多摩小平保健所）によるオンライン講義を実施した。

(注3) 医学部学生実習については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受入れはなかった。

(3) 医師臨床研修

医師臨床研修は管内の病院から研修医を受け入れ、保健所の役割を理解させるとともに地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的態度や考え方を身に付けさせることを目的として、平成17年度から実施している。

表4-4 医師臨床研修指導状況（令和4年度） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

| | 団体名 | 実施期間 | 研修日数 | 指導人員 | | 指導内容等 |
|----|----------------------|------|------|------|----|---|
| | | | | 実 | 延べ | |
| 対象 | 独立行政法人国立病院機構災害医療センター | 中止 | — | — | — | 【講義・実践・見学】 「地域保健・医療」 保健師活動、母子保健、地域保健、エイズ・感染症対策、結核対策、健康づくり、医療安全対策、歯科保健、食中毒関係、薬事業務、環境衛生対策、健康危機管理等について |

(注) 延べ指導人員数＝実人数×実研修日数

5 地域保健医療推進プラン

近年我が国の保健医療を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。少子高齢化の急速な進展や生活習慣病を中心とした慢性疾患の増加等、人口構造や疾病構造が大きく変化するとともに、大規模災害や食物・化学物質等による健康不安の増大などを背景に、保健医療に対する住民のニーズもより多様化・高度化してきている。

都においては平成27年にいわゆる「団塊の世代」が全員65歳以上の高齢者となった。本格的な「超高齢社会」の到来を目前に控え、健康長寿を支援するとともに、病気や障害があっても生涯を通して住み慣れた地域の中で生き生きとした人生を送るための保健・医療・福祉の包括的な連携体制の整備が急務である。

都はこのような保健医療の課題に的確に対応していくため、医療法をはじめとする関係法令の改正等を踏まえ、平成30年3月、「東京都保健医療計画」及び「東京都がん対策推進計画」など、今後の保健医療施策の基本となる諸計画の改定を行った。

当圏域においても、都及び圏域市の関係計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえた保健・医療・福祉の取組を一体的に推進していくため、平成30年9月に改定版を発行した。

(1) 性格と位置づけ

地域保健医療推進プラン（以下「プラン」という。）は都保健医療計画等を踏まえ、圏域の保健所、市及び医師会等関係機関・団体等の保健・医療・福祉の関係者が地域の保健医療の現状と課題を共有し、連携・協働して二次保健医療圏の保健・医療・福祉を総合的に推進するための計画である。

また、本プランは保健所及び市にあっては保健医療施策の推進目標、保健医療関係機関・団体等にあっては活動の指針、地域の住民にあっては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられるものである。

推進にあたっては住民参加を促進しながら、それぞれの役割に応じた取組の目標を設定し、地域の保健・医療・福祉の包括的な体制整備を目指していく。

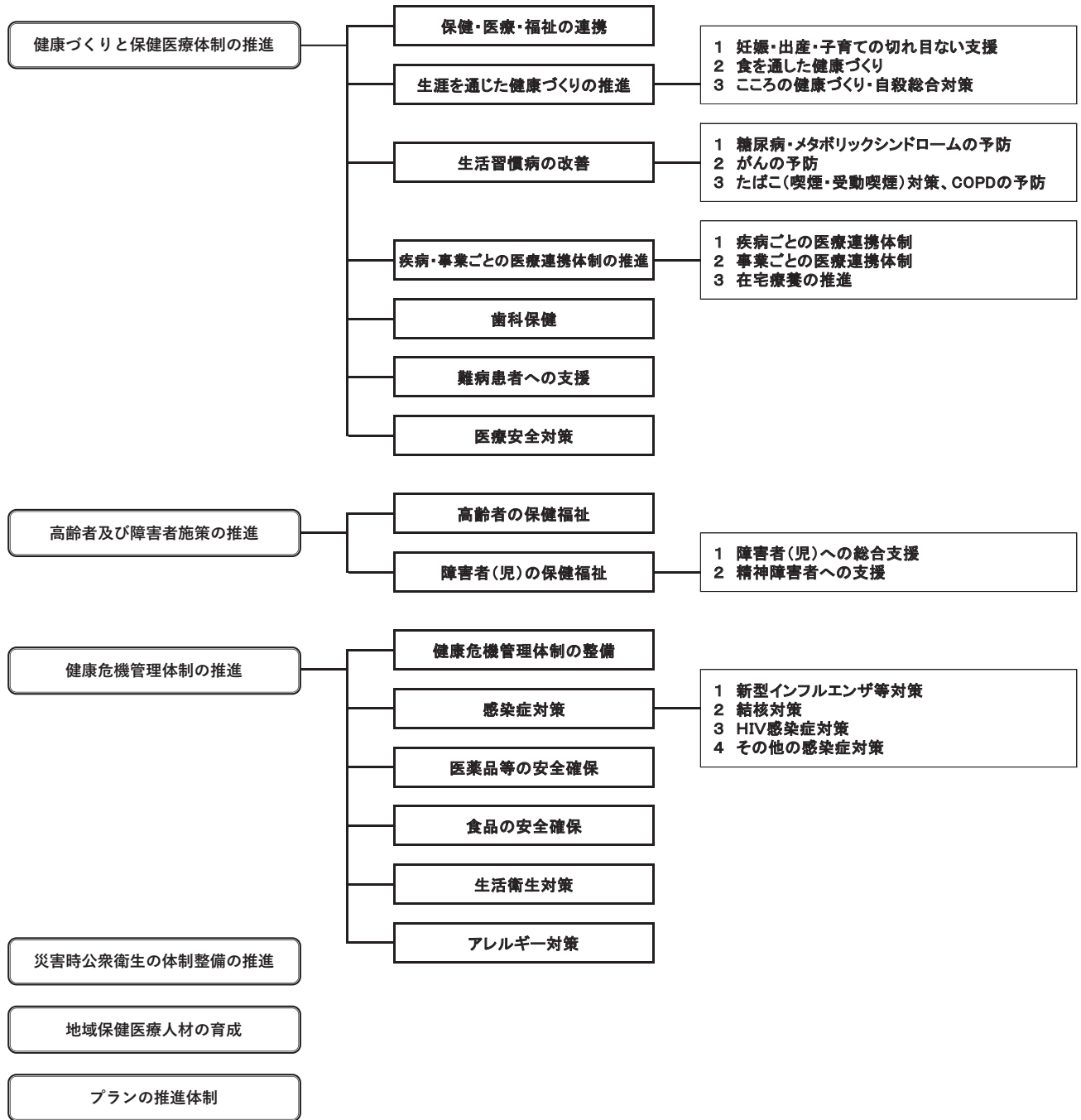
(2) 計画期間

プランの計画期間は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間である。ただし、社会情勢の変化により計画期間内に変更を行う必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。

(3) 進行管理

プランの進行管理は保健所、圏域の市、関係機関・団体からの代表者、学識経験者及び圏域住民の代表である公募委員により構成する北多摩西部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）が行う。協議会は計画期間の中間年度（令和2年度（2020年度））に中間評価を実施した。最終年度（令和5年度（2023年度））には最終評価を実施するとともに、次期プランへの改定に向けた取組を進めていく。

【地域保健医療推進プラン（平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）まで）の体系】



(4) 課題別地域保健医療推進プラン

多摩立川保健所では地域保健医療推進プランの具体的な行動計画として「課題別地域保健医療推進プラン」を年度ごとに策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。

令和4年度は、以下の事業を実施した。

I AI 技術を活用した効率的・効果的な普及啓発事業の推進（令和4年度新規事業、2年計画の1年目）

I AI 技術を活用した効率的・効果的な普及啓発事業の推進

1 背景

食品衛生法改正により、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があり、HACCPの導入、継続支援が喫緊の課題である。一方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来実施してきた集合型講習会が開催できない状況が続いている。また、集合型講習会の場合、営業を休んで出席しなければならない、一人しか出席できないといった事業者からの意見が従来からあった。そのため、集合型講習会を補完する形態の普及啓発事業を推進する。

2 目標

- ・事業者の受講の機会を増やす、受講方法の選択の幅を広げるため、講習会動画、従業員教育用動画を作成し、配信する。
- ・外国人従業員の雇用が増加しており、中には日本語が不得意な従業員がいることから、日本語だけでなく多言語対応した動画を作成し、配信する。

3 事業内容

- (1) 食品衛生責任者向けに、日本語でのHACCP導入・継続支援動画を作成する。(令和4年度)
- (2) (1)の取組を他の都保健所と共同で実施する。(令和5年度)
- (3) 外国人従業員向けに多言語での衛生教育動画を作成する。(令和4年度)
- (4) 外国人責任者向けに多言語でのHACCP導入・継続支援動画を作成する。(令和5年度)

4 評価

- (1) 食品衛生責任者向けの日本語でのHACCP導入・継続支援動画作成(上記3(1))

食品衛生講習会用の動画を計5本作成した。食品営業者が許可切替時に受講する講習会及び大規模衛生講習会は従来の集合型に加え、オンライン(Youtubeでの視聴)でも実施した。

大規模衛生講習会については、講習会の受講方法に選択肢が増えたことに加え、動画へのアクセス方法を容易にし、周知を封書で分かりやすく行ったことより、過去に実施した講習会より受講者数が大幅に増加し、より多くの事業者へ普及啓発を行うことができた。(参考 令和4年度受講者数:1,101人、平成30年度~令和3年度受講者数の平均:616人)

アンケート結果から、集合型、オンラインいずれの方式も「満足+やや満足」が90%超となった。オンラインの方が「満足」の割合が高く、「好きな時間に何度も受講できる」、「分からない箇所は繰り返しで復習できる」など、動画特有のメリットを評価する声があった。

令和4年度のオンライン講習会は多摩立川保健所単独で実施したが、令和5年度は他の都保健所と連携して動画を作成・共有し、令和4年度に構築したオンライン講習会の仕組みを水平展開する。

- (2) 外国人従業員向けの多言語での衛生教育動画作成(上記3(3))

食品衛生講習会用の動画を1本作成した。管内の製造事業者に対し、外国人従業員の雇用状況の調査を行った結果、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語を母国語とする従業員が多いことが分かった。

そこで、動画は、食中毒防止に重要な「手洗い」について、なぜ手洗いが必要か、どのように手を洗うのか、いつ手を洗うのかを従業員向けに解説する内容を、先述のネパール語、ベトナム語、フィリピン語に加え、やさしい日本語、英語、中国語で作成した。作成した動画はYoutubeに公開し、保健所ホームページでの紹介及び動画紹介リーフレットを配布することにより、周知を行った。

令和5年度は、令和4年度に得た多言語化動画を作成するノウハウを活かし、外国人責任者向けに多言語でのHACCP導入・継続支援動画を作成する。

(5) 地域保健医療協議会

多摩立川保健所では地域の特性を踏まえた保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりに取り組むために、北多摩西部地域保健医療協議会を設置し、保健所運営や地域保健全般及び各種の分野について地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表による審議及び協議を行っている。（委員構成については、「VI 附属機関等」の表1-1（P135）を参照。）

表5-1 令和4年度 北多摩西部地域保健医療協議会（部会等を含む。）開催状況

| 会 議 名 | 開催日 | 出席者数 | 主 な 議 題 |
|--|------------------------------|------|---|
| 地域保健医療協議会 | 令和4年 10月 書面開催 | 36名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の状況について 2 感染症の動向について 3 「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（平成30年度から平成35年度まで）の最終評価及びプラン改定スケジュールについて 4 令和4年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会開催について 5 課題別地域保健医療推進プラン報告 |
| 幹事会 | 令和4年 7月15日 Web 開催 | 11名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症について 2 令和4年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会報告について 3 令和3年度患者の声相談窓口活動報告について |
| 保健福祉部会（地域・職域連携推進協議会）・生活衛生部会・地域医療システム化推進部会 合同開催 | 令和5年 2月 書面開催 | 36名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症の状況について 2 その他の感染症に関する情報提供 3 地域保健の取組 4 令和4年度受動喫煙防止対策の取組 5 市町村支援研修実施報告 6 課題別地域保健医療推進プランについて 7 地域・職域連携推進協議会関係 8 薬育活動の普及推進について 9 令和5年 東京都食中毒発生状況（速報値） 10 令和4年 多摩立川保健所管内 食中毒事件一覧 11 栄養・食生活ネットワーク会議について 12 令和4年度 多摩立川保健所歯科保健事業 13 令和4年度 「患者の声相談窓口」実績 14 令和4年度 疾病別医療連携推進事業 15 令和4年度 在宅療養体制整備支援事業 |
| 薬事分科会 | 令和4年 7月4日 Web 併用 開催 | 12名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 課題別地域保健医療推進プラン「地域における薬育活動の普及推進事業」に係る事業報告（3か年のまとめ） 2 学校教育における薬育活動普及啓発の今後の展開について |
| 歯科分科会 | 令和5年 1月 書面開催 | 16名 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保健所事業報告等 2 各市の歯科保健事業の取組状況について |

6 市町村等連絡調整

(1) 医療保健政策区市町村包括補助事業

平成16年の保健所再編整備に伴い、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援事業が創設された。

現在は、5つの包括補助事業（医療保健政策、子供家庭支援、高齢社会対策、障害者施策推進及び地域福祉推進区市町村包括補助事業）として実施されている。保健所では、医療保健政策に係る区市町村包括補助事業について、圏域6市の事務取りまとめを行っている。

ア 制度の概要

この補助制度は身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は先駆的事业が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 補助対象事業

(ア) 先駆的事业

医療保健分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか区市町村の創意工夫によるもの。

(イ) 選択事業

- ・ 都が目指す医療保健政策の実現を図るために列挙する事業から区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型）。
- ・ 区市町村が地域の特性を踏まえ医療保健分野において独自に企画して実施するもの（提案型）。

(ウ) 一般事業

市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次の事業

i 初期救急事業（下表では「一般事業（ア）」として表記）

(i) 休日急病診療事業

(ii) 休日歯科応急診療事業

ii 保健医療サービスの充実に資する事業（下表では「一般事業（イ）」として表記）

表6-1 令和4年度医療保健政策区市町村包括補助事業実績

（単位：件）

| 市名 | 先駆的事业 | 選択事業 | 一般事業(ア) | 一般事業(イ) | 計 |
|-------|-------|------|---------|---------|-----|
| 立川市 | 2 | 20 | 2 | - | 24 |
| 昭島市 | 1 | 18 | 2 | - | 21 |
| 国分寺市 | - | 14 | 2 | 1 | 17 |
| 国立市 | 1 | 11 | 2 | 1 | 15 |
| 東大和市 | 2 | 17 | 2 | 4 | 25 |
| 武蔵村山市 | - | 12 | 2 | 1 | 15 |
| 計 | 6 | 92 | 12 | 7 | 117 |

(2) 連絡調整

圏域内の各市について地域保健医療に係る情報の提供及び収集、連絡調整等を行っている。

- ・ 圏域6市健康主管課長連絡会議（年4回 4月、7月、10月、1月に開催）

7 健康危機管理

健康危機管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務」のことをいう。（「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定）より。）

（1）健康危機管理対策

ア 背景

これまで都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成12年4月に具体的な手順を定めた「健康危機管理マニュアル」を策定するなど、都民の健康危機に対し、さまざまな事例に対応してきた。平成24年度には健康危機管理の拠点である健康安全研究センターを建て替えるなど機能の集約・強化を図り、平成25年3月には「健康危機管理マニュアル」を改定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、健康危機発生時に関係機関が連絡体制を密にして迅速かつ的確な対応を行えるよう、平成16年6月に圏域6市や関係機関等の代表による「北多摩西部健康危機管理対策協議会」を設置した。同協議会は、平成17年3月に各関係機関の役割分担や発生時の通報・連絡体制などを盛り込んだ「北多摩西部健康危機管理計画」を策定した。また、新興感染症など新たな健康危機への対応を含む健康危機管理事案に関する情報の共有や課題検討を行うとともに、訓練の企画・実施及び研修会の開催等を通じて、健康危機管理体制の充実強化を図ってきた。

平成24年3月には、平成23年3月の東日本大震災で被害を受けた原子力発電所の放射能漏洩による健康への影響などの内容を追加し、「北多摩西部健康危機管理計画」の一部改定を行った。

また、平成28年2月には、ラジオ・アイソトープ漏えい事故等が起こった場合の初動体制について記載した「ラジオ・アイソトープ漏えい事故対応マニュアル（暫定版）」を策定した。

平成30年度には、健康危機に関する会議体系の見直しを行い、「健康危機管理対策協議会」と「感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を兼ねて開催・運営することとした。

（2）新型インフルエンザ等対策

ア 背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。また、平成20年5月には「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療体制ガイドライン」を策定し、平成21年4月に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、平成23年4月には「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下、「都ガイドライン」という。）として改定した。

平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）が施行され、平成25年6月に国が同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定すると、都は平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）を策定し、平成28年8月には都ガイドラインを改定した。

また、都は平成30年3月に、都内各ブロックで策定した「感染症医療体制に関する整備計画」を取りまとめた「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」を策定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、平成20年度の新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業の実施に伴い、新型インフルエンザ等発生時における圏域の医療体制の整備を促進することを目的として、圏域6市や関係機関等の代表による「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を設置した。

また、平成24年3月には、新型インフルエンザ等の発生に備えた地域医療体制確保の基本的な方針を示す「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」（以下、「確保計画」という。）を策定した。

平成28年10月には、特措法、都行動計画等を踏まえた確保計画の改定に向けて、圏域の25病院を対象とした「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施し、平成29年3月に確保計画を改定した。

平成29年12月には、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会と兼ねて、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で実施し、ブロック協議会委員が訓練の様子を見学した。

令和元年6月には、平成28年度に引き続き、圏域の25病院を対象に「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施するとともに、同年10月には、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で実施した。

ウ 主な新型インフルエンザ等対策

【国の対策】

| 年 月 | 内 容 |
|----------|---|
| 平成17年10月 | 「新型インフルエンザ等対策推進本部」設置 |
| 平成17年11月 | 「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 |
| 平成19年3月 | 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定 |
| 平成21年2月 | 「新型インフルエンザ等対策行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定 「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」決定 (平成21年6月、10月改定) |
| 平成21年5月 | 「基本的対処方針」決定（平成21年10月改定） |
| 平成21年10月 | 「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」決定 (平成21年12月改定) |
| 平成23年9月 | 「新型インフルエンザ等対策行動計画」改定 |
| 平成25年4月 | 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行 |
| 平成25年6月 | 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定 |
| 平成29年9月 | 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定 |

【東京都の対策】

| 年 月 | 内 容 |
|----------|--|
| 平成17年10月 | 「東京都の新型インフルエンザ等対策について」報告 |
| 平成17年12月 | 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 |
| 平成19年3月 | 「東京都新型インフルエンザ等対応マニュアル」策定 |
| 平成20年5月 | 「東京都新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン」策定 |
| 平成21年2月 | 「福祉保健局新型インフルエンザ等対策本部」「東京都発熱相談センター」設置 |
| 平成21年4月 | 「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン(暫定版)」策定 |
| 平成21年5月 | 「東京都感染症対策本部」設置 |
| 平成23年4月 | 「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」改定 |
| 平成25年11月 | 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 |
| 平成28年8月 | 「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン(暫定版)」改定 |
| 平成30年3月 | 「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画(全体計画)」策定 |

【北多摩西部保健医療圏の対策】

| 年 月 | 内 容 |
|----------|---|
| 平成17年12月 | 北多摩西部健康危機管理対策協議会にて圏域の対応について検討 |
| 平成18年1月 | 北多摩西部健康危機管理対策協議会幹事会にて圏域の対策について検討 |
| 平成18年2月 | 新型インフルエンザ等発生を想定した通信訓練の実施 |
| 平成18年3月 | 北多摩西部保健医療圏新型インフルエンザ等対策の取りまとめ |
| 平成19年2月 | 新型インフルエンザ等発生を想定した健康危機管理対策訓練の実施 |
| 平成20年1月 | 新型インフルエンザ等発生・流行を想定した健康危機管理対策訓練の実施 |
| 平成20年3月 | 新型インフルエンザ等流行を想定した発熱センター模擬訓練の実施 |
| 平成20年11月 | 感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会にて圏域の医療体制について検討 |
| 平成21年2月 | 同協議会発熱外来検討部会にて圏域の発熱外来等の医療提供体制について検討 |
| 平成21年5月～ | 感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会等にて圏域の医療確保対策等を検討 |
| 平成21年10月 | 圏域版「小児医療体制確保のための段階別行動表」作成 「北多摩西部保健医療圏 インフルエンザ等情報」発行(平成21年12月末まで) |
| 平成22年11月 | 「北多摩西部保健医療圏におけるインフルエンザ等段階別行動表」改定 |
| 平成24年3月 | 「新型インフルエンザ等地域医療確保計画(多摩立川ブロック)―暫定版―」策定 |
| 平成27年1月 | 圏域の医療機関(25病院)との情報連絡訓練の実施 |
| 平成28年10月 | 「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施 |
| 平成29年3月 | 「新型インフルエンザ等地域医療確保計画(多摩立川ブロック)―暫定版―」改定 |
| 平成29年12月 | 国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を実施 |
| 令和元年6月 | 「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施 |
| 令和元年10月 | 独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で新型インフルエンザ等対策訓練を実施 |

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

令和元年12月以降、中華人民共和国の湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が確認された後、世界的に感染が拡大し、令和2年1月30日、WHO（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を、3月11日にはパンデミックを宣言した。感染した多数の人々に健康被害が生じたため、保健・医療分野のみならず、社会・経済活動にも甚大な影響を及ぼした。

国内では、令和2年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置付けられ、保健所による感染症指定医療機関への入院勧告、積極的疫学調査等の対応が始まった。第1波から第3波まで感染拡大と減少を繰り返した後、令和3年5月には、変異株による感染拡大により第4波が発生した。

その後、令和3年7月には、世界的な感染状況から1年延期されていた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を無観客で開催することができたが、新たな変異株の発生もあり、第5波となる爆発的な感染拡大となった。

令和3年12月には3回目のワクチン接種が開始されたが、令和4年1月からの第6波では、これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）による感染が急拡大し、家庭内感染の増加等により、子どもや重症化リスクの高い高齢者への感染が拡大した。

令和4年6月からの第7波では、新規陽性者数、クラスター発生件数、自宅療養者数は過去最大の感染状況となる中、陽性となった医療従事者の欠勤等により、十分に人員を配置できない状態が長期化するなど医療機関の負担が増大した。

令和4年10月からの第8波では、行動制限のない年末年始で人の移動や接触が増大したことも影響し、高齢者施設や医療機関での集団感染の増加傾向が続いた。職員や入所者の感染により、職員の不足によって現場が疲弊するケース、医療機関の病床逼迫によって施設内で療養せざるを得ないケースが相次いだ。

一方政府は、令和4年9月に「Withコロナに向けた政策の考え方」を示し、発生届の対象者を重症化リスクのある高齢者等に限定するなど、医療体制の強化、重点化を進めるための取扱いを適用した。

また、令和4年12月には、新たな感染症危機に備えるため感染症法等の一部を改正し、病床や発熱外来の確保が課題となった経験等を踏まえ、感染症医療の提供を公的医療機関などに義務付けるとともに、改正法附則において、新型コロナの感染症法上の分類見直し検討に関する規定を盛り込んだ。

その後も政府は、社会経済活動への影響等を勘案しながら新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け等について議論を重ね、令和5年5月8日、季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行することとなった。

＝国内の主な経緯＝

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|-------------------------------------|
| 令和2年1月15日 | 国内初の感染者確認（1月24日、都内初の感染者確認） |
| 令和2年2月1日 | 感染症法上の指定感染症、検疫法上の検疫感染症の指定 |
| 令和2年2月13日 | 国内初の死者（2月26日、都内初の死者） |
| 令和2年2月27日 | 政府による全国一斉休校要請（都における休校期間：3月2日～5月31日） |
| 令和2年3月14日 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 |
| 令和2年3月24日 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会1年延期決定 |

| 年 月 | 内 容 |
|------------------------------|---|
| 令和2年4月7日 | 改正特別措置法に基づく緊急事態宣言（当初5月6日までを5月25日まで延長） 【 ～いわゆる第1波～ 】 |
| 令和2年5月4日 | 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新しい生活様式」の提言 |
| 令和2年6月19日 | 濃厚接触の疑い通知するアプリ利用開始 |
| 令和2年7月22日 | 「GO TOトラベル事業」開始 |
| 令和2年7月中旬～9月上旬 | 【 ～いわゆる第2波～ 】 |
| 令和2年12月25日 | 変異ウイルスを検疫で初めて確認 |
| 令和3年1月7日 | 改正特別措置法に基づく緊急事態宣言（当初2月7日までを3月21日まで延長） 【 ～いわゆる第3波～ 】 |
| 令和3年2月13日 | 改正感染症法により、新型インフルエンザ等感染症に位置付け |
| 令和3年2月17日 | 医療従事者等を対象としたワクチン先行接種開始（都では3月4日開始） |
| 令和3年4月12日 | 高齢者等を対象としたワクチン優先接種開始 |
| 令和3年4月12日 | まん延防止等重点措置（東京都） |
| 令和3年4月25日 | 改正特別措置法に基づく緊急事態宣言（当初5月11日までを6月20日まで延長） 【 ～いわゆる第4波～ 】 |
| 令和3年5月17日 | 自衛隊大規模接種センター運営開始 |
| 令和3年6月21日 | まん延防止等重点措置へ移行（東京都、7月11日まで） |
| 令和3年7月12日 | 改正特別措置法に基づく緊急事態宣言（当初8月22日までを9月30日まで延長） 【 ～いわゆる第5波～ 】 |
| 令和3年7月19日 | 抗体カクテル療法を承認 |
| 令和3年7月23日～8月8日 8月24日～9月5日 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 |
| 令和3年11月30日 | オミクロン株感染者日本初確認 |
| 令和3年12月1日 | 3回目ワクチン接種開始 |
| 令和4年1月9日 | まん延防止等重点措置（東京都は1月21日から3月21日まで） 【 ～いわゆる第6波～ 】 |
| 令和4年2月26日 | 5歳～11歳のワクチン接種開始 |
| 令和4年6月～9月 | 【 ～いわゆる第7波～ 】 |
| 令和4年9月26日 | 発生届を高年齢者等に限定化 |
| 令和4年10月～令和5年1月 | 【 ～いわゆる第8波～ 】 |
| 令和4年12月9日 | 改正感染症法の公布 |
| 令和5年3月13日 | マスク着用の考え方を見直し、個人の判断へ |
| 令和5年5月8日 | 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へ移行 |

＝東京都の主な取組＝

令和2年1月24日、都内で初の感染者が確認されて以降、東京都では、各関係機関と連携し、都民の命を守るため、東京の総力を挙げて感染拡大の防止に努めてきた。

令和2年7月9日に第1回モニタリング会議を開催し、新たな指標による分析を本格稼働させ、分析と評価の手順を踏みながら、感染拡大の防止、そして経済社会活動の両立に向けて、都民への正確な情報提供を行ってきた。

また、これまでに、相談・検査体制の拡充、戦略的・集中的な検査の拡充、医療提供体制等の確保、調整本部による広域的な入院・入所調整、保健所機能の強化、新型コロナワクチン接種の推進等、感染拡大の状況を踏まえ、できる限りの対策を講じ、新型コロナウイルス感染症との戦いを続けている。

こうした状況の中、変異株の影響による第5波の感染拡大により、空前の感染者数を記録したことから、入院病床や宿泊療養施設が逼迫し、自宅療養者が大幅に増加することになり、入院、受診、往診の調整等に困難な状況が生じた。

都では、TOKYO入院待機ステーション、酸素・医療提供ステーションの運用をはじめ、都医師会と連携したオンライン診療等、様々な新規事業を開始し、対応に当たった。

第5波の経験から、東京都では令和3年11月に自宅療養の妊婦支援として東京都助産師会と連携し、助産師による妊婦の健康観察を実施した。

第6波においては、年末年始の帰省時期を前に感染に不安を感じる無症状者に対してPCR等検査の無料化事業を開始した。さらに、急速な感染拡大により医療機関が逼迫したことから、濃厚接触者で自宅待機中に体調不良となった方を対象とした抗原定性検査キットの個別配付を開始した。

オミクロン株の特性を踏まえ、無症状・軽症で重症化のリスクの少ない方には、自身での健康観察を依頼することとし、自宅療養者本人に体調変化があった際の相談や、食料品・パルスオキシメーターの配送など療養中の困りごとなどに対応するため、「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」を開設した。

また、各市町村においては、爆発的な感染者数により、都の自宅療養支援フォローアップセンターが実施している配食サービスやパルスオキシメーターの貸与に遅延が発生したことを契機に、各市町村における独自の自宅療養者への生活支援事業が開始された。

第6波までの取組を経て、相談・検査体制の充実、迅速な病床確保、高齢者向け療養施設の設置、フォローアップ体制の構築などの総合的な医療提供体制を「東京モデル」として充実・強化する一方、感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めた。

令和5年5月8日の5類移行後も、ハイリスク者を守るための必要な支援は継続しつつ、幅広い医療機関で受診できるよう、医療提供体制の拡充を図っている。

| 年 月 | 内 容 |
|----------------|--------------------------------|
| 令和2年1月29日 | 東京都新型コロナコールセンター設置 |
| 令和2年1月30日 | 新型コロナウイルス対策本部を設置 |
| 令和2年4月7日 | 新型コロナ対策条例制定 |
| 令和2年4月7日 | 宿泊療養施設運用開始 |
| 令和2年4月 | 入院調整本部の設置 |
| 令和2年4月25日～5月6日 | STAY HOME週間 |
| 令和2年5月22日 | 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ |
| 令和2年7月9日 | 第1回モニタリング会議開催（新たな指標による分析の本格稼働） |
| 令和2年7月20日 | 保健所支援拠点の設置 |
| 令和2年8月1日 | 新型コロナ対策条例の改正 |
| 令和2年8月 | 都外への旅行や帰省の自粛を呼びかけ |
| 令和2年10月1日 | 東京iCDC立ち上げ |

| 年 月 | 内 容 |
|------------------|--|
| 令和2年10月15日 | 新型コロナ対策条例の改正 |
| 令和2年10月30日 | 発熱相談センター開設 |
| 令和2年11月 | 自宅療養支援フォローアップセンター設置 (健康観察、配食サービス、パルスオキシメーター貸与等) |
| 令和2年12月17日 | 年末年始コロナ特別警報発出 |
| 令和2年12月28日 | 変異株スクリーニング検査開始 |
| 令和3年2月3日 | 都、区市町村、医師会等によるワクチンチーム発足 |
| 令和3年3月8日 | 入院・宿泊等調整システムの運用開始 |
| 令和3年4月1日 | 新型コロナ対策条例の改正 |
| 令和3年4月20日 | 地域医療による支援開始 |
| 令和3年6月8日 | 東京都築地ワクチン接種センター（警察や消防関係者等が対象） |
| 令和3年7月16日 | TOKYO入院待機ステーション設置 |
| 令和3年8月23日 | 酸素・医療提供ステーション設置 |
| 令和3年8月27日 | 若者ワクチン接種センター設置 |
| 令和3年9月16日 | 都医師会による陽性者へのオンライン診療の開始 |
| 令和3年10月1日～10月24日 | リバウンド防止措置 |
| 令和3年10月7日 | 中和抗体薬治療コールセンター設置 |
| 令和3年11月1日 | 「TOKYOワクション」アプリ開始 |
| 令和3年11月8日 | 自宅療養の妊婦に対する助産師による健康観察開始 |
| 令和3年12月25日 | PCR等検査無料化事業の開始 |
| 令和4年1月31日 | 自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）運用開始 |
| 令和4年2月8日 | 無症状濃厚接触者への抗原定性検査キットの個別配布開始 |
| 令和4年4月28日 | 高齢者・障害者入所施設へ即応支援チームの派遣開始 |
| 令和4年7月21日 | 高齢者等医療支援型施設受入開始 |
| 令和4年8月3日 | 陽性者登録センター開設 |
| 令和4年10月14日 | 新型コロナ・インフルエンザワクチン同時接種開始 |
| 令和4年12月12日 | 臨時のオンライン発熱相談センター開設 |
| 令和5年5月8日 | 東京都感染症対策連絡会議設置 |

＝北多摩西部保健医療圏（多摩立川保健所管内）における取組＝

北多摩西部保健医療圏においては、令和2年3月30日に、初めて陽性者が確認された。

その後、患者数が増加し、緊急事態宣言の下、保健所においては、PCR検査、入院調整、患者搬送、積極的疫学調査、クラスター対応、都民からの電話相談等に迫られた。

感染拡大を踏まえて、看護師や事務職について、本庁からの応援職員やトレーサー班の派遣、会計年度任用職員の新規任用、人材派遣の活用等により人員体制を強化するとともに、保健所DX（デジタルトランスフォーメーション）として、デジタル機器を導入し、業務の効率化を図った。

さらに、入院重点医療機関や各市医師会と、WEB会議等も活用しながら、定期的に情報共有を図り、迅速かつ効果的な対応が取れるよう、取組を進めてきた。

しかし、第5波においては、予想を上回り、1日当たりの発生届件数が100件を超える時期が持続したため、所内BCPを発動し、全所体制により対応に当たったが、自宅療養者の激増に伴い、陽性者への第一報連絡、健康観察業務、病状悪化時の入院調整、陽性者の同居家族、濃厚接触者及び関係者からの電話相談が急増し、保健所業務は逼迫した。

また、管内の医療機関においては、ワクチン接種・発熱外来等により業務が逼迫する中、全ての期間を通じ、管内の陽性者を積極的に受け入れ、治療を行った。さらに、回復後、引き続き入院管理が必要な高齢者等については後方支援病院が役割を担い、効率的な地域医療体制を整備した。

令和4年3月時点で、北多摩西部保健医療圏の医療提供体制は、6入院重点医療機関を中心に感染状況に応じた病床の確保に尽力し、5後方支援病院および195診療・検査医療機関等が連携・協力しながら、圏域住民の命を守る体制を構築している。

各市医師会においては、通常の外来診療に加え、市が実施するPCR検査センターへの協力や、東京都医師会を通じて宿泊療養施設等へ医師の派遣を実施した。感染拡大時には自宅療養者への往診等を含む「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」に対応すべく、保健所や市と連携を図り、住民の命を守るため、日々尽力している。

各市においては、令和3年4月の高齢者等へのワクチン優先接種開始に伴い、接種会場や人員の確保、接種券の発送、コールセンターの運営、医師会との連携体制、ワクチンの搬送、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）の入力、接種証明書の発行等、膨大な業務に追われながらも、集団接種や個別接種を進め、2回目接種まで高い接種率を達成した。さらに、自宅療養者の激増に対応するため、食料品やパルスオキシメーター等を配付し、自宅療養者の支援を行った。

また、都から各市町村に対して、自宅療養者に関する個人情報の提供が、国の通知により、令和3年9月下旬から開始され、保健所と連携した自宅療養者の支援体制を整備した。

令和3年12月、第6波を前に保健所には東京都感染症対策等業務管理ツールが導入され、それまで紙管理であったカルテの電子化が図られた。さらに令和4年1月には、急速に拡大した患者に向けて、必要な情報提供のツールとしてSMSの活用を開始した。

令和4年8月、保健所においては、第6波に続いて、過去最高の感染レベルを記録した第7波への対応に追われたが、第6波で一気に加速した保健所DXの活用により、爆発的な患者数に対して効率的な疫学調査及び健康観察を行うことができた。

令和4年10月からの第8波においても、高齢者施設や医療機関のクラスターが頻発し、迅速な対応が求められる状況が続いたが、これまでに築き上げてきた、管内の医療機関、医師会、6市との連携体制のもと、きめ細かな支援に取り組んだ。

(4) 令和4年度北多摩西部健康危機管理対策協議会等開催状況

| 会 議 名 | 開催日 | 議 題 |
|---|---------------|--|
| 健康危機管理対策協議会 (感染症地域医療体制 多摩立川ブロック協議会 を兼ねる) | 令和5年 3月14日 | (1) 新型コロナウイルス感染症対応についての振り返りと課題について (2) 感染症法等改正を踏まえた「健康危機対処計画」の策定について等 |

8 補助金審査

東京都保健医療局各部が所管する補助金事務のうち市町村を対象とした各種補助金の審査事務を行っている。補助金窓口を一本化することにより市町村との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

圏域各市から申請を受けた令和4年度の補助金事業は以下のとおりである。

- 健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金
 - ・ 法定事業補助

- 予防接種に関する事業
 - ・ 予防接種事故対策費都補助金

- その他事業
 - ・ 小児初期救急平日夜間診療事業補助金
 - ・ 感染症予防事業費都負担金（令和4年度該当なし）

9 受動喫煙防止対策

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」により、日本では、年間推定約1万5千人が亡くなっている。また、「受動喫煙」によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることが分かっており、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になるといわれている。

こうした状況を受け、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、平成30年6月に改正健康増進法、同年7月に東京都受動喫煙防止条例が制定された。令和2年4月1日の全面施行以降は、飲食店、ホテルやオフィス、商業施設など多数の人が利用する施設については屋内原則禁煙、喫煙は基準を満たした喫煙室でのみ可能となっている。

(1) 普及啓発

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく新たな制度について、住民や事業者、関係機関等に対し、普及啓発を行っている。

表9-1 普及啓発実施状況

| 実施日 | 内 容 |
|---------------|--|
| 令和4年10月1日～31日 | 街頭ビジョンにて受動喫煙防止対策の普及啓発動画放映 (立川駅南口 アレアビジョン) |
| 令和4年11月1日～30日 | 街頭ビジョンにてCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の啓発動画放映 (立川駅南口 アレアビジョン) |

(注) その他イベント等の開催も予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

(2) 助言・指導等

住民や事業者、関係機関等からの相談に対応するほか、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反の通報や情報提供に対し、助言・指導を行っている。

表9-2 助言・指導件数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

| | 助言・指導 | 立ち入り検査等 | 勧告 | 公表 | 命令 | 過料処分 | 計 |
|----|-------|---------|----|----|----|------|----|
| 件数 | 58 | 1 | - | - | - | - | 59 |

(3) 喫煙可能室（店）の届出

一定の条件を満たした飲食店については、飲食をしながら喫煙することができる「喫煙可能室（店）」を設置することができる。こうした喫煙可能室（店）の届出の受理を行っている。

表9-3 喫煙可能室（店）届出件数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

| | 届出 | 変更 | 廃止 |
|----|----|----|----|
| 件数 | 2 | 1 | 2 |

10 医事

(1) 医事

病院の開設、変更届等にかかわる経由事務、診療所、歯科診療所、施術所、助産所、歯科技工所等、医療法等に基づく施設の開設許可・届出等の受理及びこれらの施設への立入調査を実施し、構造設備、業務等の適正化について監視指導を行っている。

(2) 医療資格者

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等の医療資格者の免許申請の経由事務及び免許証の交付を行っている。

表10-1 医事関係施設数及び監視指導件数

| 業 種 | 施 設 数 | | | | | | | | 新 規 | 廃 止 | 諸 届 | 監視指導件数 |
|------------|--------------|--------------|-------|-------|------|-------|------|-------|-----|-----|-----|--------|
| | 3 年 度 末 | 4 年 度 末 | 立 川 市 | 昭 島 市 | 国分寺市 | 国 立 市 | 東大和市 | 武蔵村山市 | | | | |
| 病 院 | 26 (4,943) | 26 (4,943) | 8 | 8 | 2 | 2 | 2 | 4 | - | - | 79 | 5 |
| 一 般 診 療 所 | 529 (135) | 529 (135) | 188 | 62 | 116 | 85 | 50 | 28 | 28 | 28 | 163 | 42 |
| 有床 | 12 (135) | 12 (135) | 4 | 3 | 3 | 1 | 1 | - | - | - | 4 | 4 |
| 無床 | 517 | 517 | 184 | 59 | 113 | 84 | 49 | 28 | 28 | 28 | 159 | 38 |
| 歯 科 診 療 所 | 410 (-) | 413 (-) | 127 | 61 | 80 | 74 | 44 | 27 | 13 | 10 | 127 | 16 |
| 有床 | - (-) | - (-) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無床 | 410 | 413 | 127 | 61 | 80 | 74 | 44 | 27 | 13 | 10 | 127 | 16 |
| 助 産 所 | 33 (15) | 36 (17) | 11 | 12 | 8 | 2 | 3 | - | 7 | 4 | 2 | 1 |
| 有床 | 6 (15) | 7 (17) | 2 | 3 | 1 | - | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 |
| 無床 | 27 | 29 | 9 | 9 | 7 | 2 | 2 | - | 6 | 4 | 1 | - |
| 衛 生 検 査 所 | 6 | 6 | 4 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | 3 | - |
| 施 術 所 | 399 | 410 | 139 | 65 | 82 | 75 | 31 | 18 | 32 | 21 | 93 | 34 |
| あま指、はり、きゅう | 399 | 410 | 139 | 65 | 82 | 75 | 31 | 18 | 32 | 21 | 93 | 34 |
| 柔道整復 | 266 | 268 | 80 | 44 | 47 | 36 | 35 | 26 | 17 | 15 | 66 | 16 |
| 出張施術業務者 | 420 | 427 | 130 | 51 | 101 | 79 | 38 | 28 | 13 | 6 | - | - |
| 医業類似行為 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 歯 科 技 工 所 | 93 | 96 | 31 | 19 | 15 | 13 | 13 | 5 | 5 | 2 | 1 | 5 |
| 総 数 | 2,182 | 2,211 | 718 | 323 | 452 | 366 | 216 | 136 | 115 | 86 | 534 | 119 |

(注1) ()内は病床数

(注2) あま指：あん摩マッサージ指圧

(注3) 病院の施設数は、「医療機関名簿 令和4年(令和4年6月1日現在)」福祉保健局医療政策部医療人材課より

(注4) 全業種の新規、廃止、諸届及び監視指導件数は、令和4年度実績

表10-2 病院・診療所・助産所病床数

| 区 分 | 総 数 | 病 院 | 病 床 内 訳 | | | | | 一般診療所 | 歯科診療所 | 助産所 |
|---------|-------|-------|---------|------|------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| | | | 一般病床 | 結核病床 | 精神病床 | 感染症 病床 | 療養病床 | | | |
| 3 年 度 末 | 5,093 | 4,943 | 3,525 | 30 | 296 | 6 | 1,086 | 135 | - | 15 |
| 4 年 度 末 | 5,095 | 4,943 | 3,525 | 30 | 296 | 6 | 1,086 | 135 | - | 17 |
| 立 川 市 | 1,633 | 1,587 | 1,377 | - | 38 | 6 | 166 | 42 | - | 4 |
| 昭 島 市 | 1,824 | 1,788 | 1,005 | 30 | 258 | - | 495 | 31 | - | 5 |
| 国 分 寺 市 | 283 | 251 | 42 | - | - | - | 209 | 27 | - | 5 |
| 国 立 市 | 85 | 66 | 66 | - | - | - | - | 19 | - | - |
| 東 大 和 市 | 431 | 412 | 412 | - | - | - | - | 16 | - | 3 |
| 武蔵村山市 | 839 | 839 | 623 | - | - | - | 216 | - | - | - |

(注) 病院に関する数値は、「医療機関名簿 令和4年(令和4年6月1日現在)」福祉保健局医療政策部医療人材課より

表10-3 救急医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | 診 療 科 目 |
|----------------------------|-------------------|--------------|---|
| 医療法人財団 立川中央病院 | 立川市柴崎町 2-17-14 | 042-522-7171 | 内科、消化器内科、循環器内科、心療内科、外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、婦人科、眼科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、呼吸器内科、神経内科 |
| 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター | 立川市緑町 3256 | 042-526-5511 | 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病内分泌内科、腎臓内科、脳神経内科、小児科、精神科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器乳腺外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、婦人科、リウマチ科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、ペイン外科、腫瘍内科、産婦人科、緩和ケア内科 |
| 医療法人財団 川野病院 | 立川市錦町 1-7-5 | 042-522-8161 | 内科、消化器科、循環器科、脳神経内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、リハビリテーション科、放射線科 |
| 立川相互病院 | 立川市緑町 4-1 | 042-525-2585 | 内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、血液内科、内分泌内科、糖尿病代謝内科、腎臓内科、消化器外科、呼吸器外科、内分泌外科、肝臓外科、血管外科、乳腺外科、リハビリテーション科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科、病理診断科、麻酔科、放射線科、心療内科、精神科、脳神経外科 |
| 国家公務員共済組合連合会 立川病院 | 立川市錦町 4-2-22 | 042-523-3131 | 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、精神科、脳神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、消化器外科、腎臓内科、糖尿病・内分泌代謝内科、血液内科、人工透析内科、緩和ケア内科、小児外科、放射線治療科、放射線診断科、リウマチ科、救急科、乳腺外科、血管外科、頭頸部外科 |
| 社会福祉法人恩賜財団 東京都同胞援護会昭島病院 | 昭島市中神町 1260 | 042-546-3111 | 内科、糖尿病内科、アレルギー科、リウマチ科、外科、整形外科、耳鼻いんこう科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、消化器内科、循環器内科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経内科 |
| 医療法人社団潮友会 うしお病院 | 昭島市武蔵野 2-7-12 | 042-541-5423 | 内科、呼吸器内科、循環器内科、胃腸内科、神経内科、皮膚科、外科、乳腺外科、胃腸外科、肛門外科、整形外科、麻酔科、歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科 |
| 医療法人社団大日会 太陽こども病院 | 昭島市松原町 1-2-1 | 042-544-7511 | 小児科、耳鼻いんこう科 |
| 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院 | 昭島市松原町 3-1-1 | 042-500-4433 | 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、疼痛緩和内科、小児科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、呼吸器外科、美容外科、肛門外科、婦人科、女性泌尿器科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、腎臓内科（人工透析）、肝臓・胆のう・膵臓外科、泌尿器科（人工透析）、精神科 |
| 医療法人社団 竹口病院 | 昭島市玉川町 4-6-32 | 042-541-0176 | 内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、神経内科、内視鏡内科、人工透析内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 |
| 国立さくら病院 | 国立市東 1-19-10 | 042-577-1011 | 内科、循環器内科、小児科、整形外科、形成外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、人工透析内科、消化器内科 |
| 社会医療法人財団大和会 東大和病院 | 東大和市南街 1-13-12 | 042-562-1411 | 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、脳神経内科、腎臓内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、乳腺外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、救急科、糖尿病内分泌内科、小児科、ペインクリニック外科 |
| 武蔵村山病院 | 武蔵村山市榎 1-1-5 | 042-566-3111 | 内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、病理診断科、消化器内科、乳腺外科、精神科 |
| 独立行政法人国立病院機構 村山医療センター | 武蔵村山市学園 2-37-1 | 042-561-1221 | 内科、循環器科、神経内科、リウマチ科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、形成外科、歯科口腔外科 |

(注1) 名称、所在地及び電話番号は、「救急告示医療機関一覧表（令和5年2月1日現在）」福祉保健局医療政策部救急災害医療課より

(注2) 診療科目は、「医療機関名簿 令和4年（令和4年6月1日現在）」福祉保健局医療政策部医療人材課より

表10-4 医療機関従事者数

令和2年10月1日現在

| 業務種別 | 総数 | | | 立川市 | | | 昭島市 | | | 国分寺市 | | | 国立市 | | | 東大和市 | | | 武蔵村山市 | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 |
| 総数 | 7,504.8 | 3,939.5 | 2,196.4 | 2,727.3 | 1,798.0 | 799.4 | 2,213.5 | 442.1 | 334.6 | 342.0 | 646.4 | 393.1 | 158.1 | 428.0 | 302.1 | 828.1 | 418.7 | 238.3 | 1,235.8 | 206.3 | 128.9 |
| 医師 | 803.6 | 865.9 | 0.1 | 405.0 | 348.4 | - | 171.3 | 92.2 | - | 24.1 | 155.4 | - | 13.1 | 133.5 | - | 81.5 | 102.1 | 0.1 | 108.6 | 34.3 | - |
| （常勤） | 583.0 | 586.0 | - | 306.0 | 209.0 | - | 113.0 | 57.0 | - | 11.0 | 120.0 | - | 8.0 | 102.0 | - | 66.0 | 70.0 | - | 79.0 | 28.0 | - |
| （非常勤） | 220.6 | 279.9 | 0.1 | 99.0 | 139.4 | - | 58.3 | 35.2 | - | 13.1 | 35.4 | - | 5.1 | 31.5 | - | 15.5 | 32.1 | 0.1 | 29.6 | 6.3 | - |
| 歯科医師 | 30.2 | 14.4 | 721.5 | 8.1 | 1.3 | 258.9 | 14.4 | 2.4 | 111.8 | - | 0.6 | 130.9 | - | 1.0 | 115.7 | 3.7 | 8.1 | 66.6 | 4.0 | 1.0 | 37.6 |
| （常勤） | 28.0 | 13.0 | 561.0 | 8.0 | 1.0 | 205.0 | 13.0 | 2.0 | 82.0 | - | - | 99.0 | - | 1.0 | 92.0 | 3.0 | 8.0 | 55.0 | 4.0 | 1.0 | 28.0 |
| （非常勤） | 2.2 | 1.4 | 160.5 | 0.1 | 0.3 | 53.9 | 1.4 | 0.4 | 29.8 | - | 0.6 | 31.9 | - | - | 23.7 | 0.7 | 0.1 | 11.6 | - | - | 9.6 |
| 薬剤師 | 183.1 | 18.8 | 1.1 | 74.0 | 8.4 | 0.1 | 58.7 | 2.8 | - | 6.0 | 3.8 | 1.0 | 5.9 | 1.0 | - | 15.7 | 2.5 | - | 22.8 | 0.3 | - |
| 保健師 | 25.7 | 38.6 | ... | 8.0 | 14.2 | ... | 5.0 | 13.2 | ... | 9.0 | 1.6 | ... | - | 7.0 | ... | - | 2.6 | ... | 3.7 | - | ... |
| 助産師 | 91.9 | 49.3 | ... | 73.3 | 7.6 | ... | - | 18.2 | ... | - | 11.1 | ... | - | 9.4 | ... | - | 3.0 | ... | 18.6 | - | ... |
| 看護師 | 2,919.9 | 865.2 | 1.7 | 1,265.7 | 435.9 | 0.1 | 733.6 | 82.7 | 1.0 | 73.0 | 127.9 | - | 53.2 | 81.4 | 0.5 | 373.1 | 89.0 | 0.1 | 421.3 | 48.3 | - |
| 准看護師 | 154.1 | 162.9 | 0.7 | 32.7 | 62.0 | - | 52.4 | 27.8 | - | 19.5 | 26.6 | - | 8.5 | 10.3 | 0.2 | 18.4 | 23.6 | 0.5 | 22.6 | 12.6 | - |
| 看護業務補助者 | 509.1 | 107.3 | ... | 136.5 | 50.8 | ... | 119.7 | 9.6 | ... | 30.1 | 14.9 | ... | 19.0 | 10.3 | ... | 48.2 | 15.8 | ... | 155.6 | 5.9 | ... |
| 理学療法士 | 315.3 | 61.4 | ... | 63.5 | 32.2 | ... | 95.8 | 2.1 | ... | 43.0 | 11.2 | ... | 0.7 | 6.0 | ... | 30.0 | 3.1 | ... | 82.3 | 6.8 | ... |
| 作業療法士 | 150.7 | 16.1 | ... | 25.7 | 9.0 | ... | 39.4 | 1.0 | ... | 12.0 | 3.0 | ... | - | 1.9 | ... | 12.0 | 0.2 | ... | 61.6 | 1.0 | ... |
| 視能訓練士 | 12.9 | 21.8 | ... | 6.4 | 4.1 | ... | 0.7 | 0.6 | ... | - | 11.1 | ... | 0.8 | 2.9 | ... | - | 3.0 | ... | 5.0 | 0.1 | ... |
| 言語聴覚士 | 56.5 | 3.8 | ... | 14.2 | 2.7 | ... | 16.6 | - | ... | 7.0 | - | ... | - | 1.1 | ... | 5.0 | - | ... | 13.7 | - | ... |
| 義肢装具士 | - | 0.4 | ... | - | 0.2 | ... | - | - | ... | - | - | ... | - | 0.2 | ... | - | - | ... | - | - | ... |
| 歯科衛生士 | 27.9 | 6.3 | 734.5 | 4.3 | - | 300.7 | 8.0 | 3.6 | 103.4 | 5.0 | 0.3 | 114.3 | - | 2.0 | 103.4 | 5.4 | 0.4 | 73.7 | 5.2 | - | 39.0 |
| 歯科技工士 | 1.0 | - | 36.6 | - | - | 21.7 | 1.0 | - | 3.0 | - | - | 6.5 | - | - | 4.3 | - | - | 1.1 | - | - | - |
| 歯科業務補助者 | ... | ... | 479.2 | ... | ... | 138.8 | ... | ... | 82.2 | ... | ... | 105.7 | ... | ... | 51.0 | ... | ... | 69.0 | ... | ... | 32.5 |
| 診療放射線技師 | 175.0 | 77.6 | ... | 75.8 | 54.0 | ... | 44.9 | 4.7 | ... | 4.6 | 1.4 | ... | 4.3 | 7.2 | ... | 21.0 | 4.2 | ... | 24.4 | 6.1 | ... |
| 診療エックス線技師 | - | 8.8 | ... | - | 5.0 | ... | - | 2.6 | ... | - | 1.2 | ... | - | - | ... | - | - | ... | - | - | ... |
| 臨床検査技師 | 200.3 | 100.2 | ... | 94.9 | 73.4 | ... | 42.3 | 4.8 | ... | 3.0 | 6.1 | ... | 3.2 | 2.5 | ... | 23.7 | 10.3 | ... | 33.2 | 3.1 | ... |
| 衛生検査技師 | - | 0.5 | ... | - | - | ... | - | - | ... | - | 0.5 | ... | - | - | ... | - | - | ... | - | - | ... |
| 臨床工学技師 | 109.1 | 35.2 | ... | 36.5 | 15.4 | ... | 37.3 | - | ... | 1.0 | 9.9 | ... | 8.3 | 3.0 | ... | 16.0 | 6.9 | ... | 10.0 | - | ... |
| あん摩マッサージ指圧師 | - | 17.6 | ... | - | 9.0 | ... | - | - | ... | - | 7.6 | ... | - | - | ... | - | - | ... | - | 1.0 | ... |
| 柔道整復師 | - | 25.4 | ... | - | 8.0 | ... | - | 5.0 | ... | - | 3.0 | ... | - | - | ... | - | 3.4 | ... | - | 6.0 | ... |
| 管理栄養士 | 72.4 | 21.1 | ... | 21.6 | 11.8 | ... | 20.0 | 2.4 | ... | 6.0 | 1.1 | ... | 2.0 | 3.4 | ... | 9.0 | 2.1 | ... | 13.8 | 0.3 | ... |
| 栄養士 | 8.9 | 3.8 | ... | 6.3 | 1.7 | ... | 1.0 | 1.6 | ... | - | 0.2 | ... | - | - | ... | 0.6 | 0.3 | ... | 1.0 | - | ... |
| 精神保健福祉士 | 10.2 | 16.6 | ... | 5.0 | 7.5 | ... | 1.2 | 4.0 | ... | 2.0 | 4.8 | ... | - | - | ... | - | 0.3 | ... | 2.0 | - | ... |
| 社会福祉士 | 44.2 | 7.4 | ... | 8.0 | 0.8 | ... | 24.7 | 4.0 | ... | 5.0 | 0.6 | ... | 2.5 | 1.0 | ... | - | 1.0 | ... | 4.0 | - | ... |
| 介護福祉士 | 137.1 | 20.7 | ... | 3.7 | 17.7 | ... | 87.5 | 2.0 | ... | 34.2 | - | ... | - | - | ... | - | 1.0 | ... | 11.7 | - | ... |
| 保育士 | 5.8 | 10.4 | ... | 1.0 | 9.7 | ... | 2.0 | 0.6 | ... | 1.0 | - | ... | - | - | ... | - | 0.1 | ... | 1.8 | - | ... |
| 公認心理師 | 15.6 | 23.2 | ... | 1.2 | 13.5 | ... | 3.0 | 2.4 | ... | - | 6.0 | ... | - | - | ... | 3.4 | 1.3 | ... | 8.0 | - | ... |
| その他技術員 | 38.5 | 13.7 | ... | 7.7 | 3.0 | ... | 5.0 | 1.0 | ... | 2.6 | 6.7 | ... | - | 3.0 | ... | 11.2 | - | ... | 12.0 | - | ... |
| 医療社会事業従事者 | 22.7 | 7.6 | ... | 7.8 | 5.0 | ... | 6.4 | - | ... | 4.0 | 2.6 | ... | - | - | ... | - | - | ... | 4.5 | - | ... |
| 事務職員 | 878.4 | 1,122.6 | 161.3 | 312.9 | 542.0 | 56.9 | 238.0 | 122.6 | 20.2 | 41.8 | 177.1 | 30.2 | 35.0 | 121.5 | 17.0 | 93.4 | 100.2 | 23.2 | 157.3 | 59.2 | 13.8 |
| その他の職員 | 504.7 | 194.9 | 59.7 | 27.5 | 43.7 | 22.2 | 383.6 | 28.2 | 13.0 | 8.1 | 50.1 | 4.5 | 1.6 | 18.4 | 10.0 | 56.8 | 34.2 | 4.0 | 27.1 | 20.3 | 6.0 |

(注1) 令和2年に実施した医療施設（静態・動態）調査及び病院報告による（3年ごとに実施）

(注2) 医師（常勤）及び歯科医師（常勤）を除くすべての従業者数は常勤換算した値である

表10-5 医療従事者免許受付件数

| 年 度 | 区 分 | 総 | (| 医 | 歯 | 薬 | 保 | 助 | 看 | 准 | 診 | 臨 | 衛 | 視 | 作 | 理 | そ |
|-------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|----|-------------|-----|--------|--------|--------|----|----|----|---|---|----|----|---|
| | | 数 | 薬 剤 師 を 除 く) | 師 | 科 医 師 | 師 | 健 師 | 産 師 | 護 師 | 師 | 師 | 師 | 師 | 師 | 士 | 士 | 士 |
| 3 | 総 数 | 1,030 | 889 | 56 | 20 | 141 | 67 | 13 | 520 | 44 | 22 | 47 | 3 | 2 | 35 | 60 | - |
| 4 | 総 数 | 988 | 856 | 64 | 17 | 132 | 65 | 19 | 473 | 59 | 18 | 30 | - | 9 | 43 | 59 | - |
| | 新 規 | 579 | 515 | 43 | 11 | 64 | 27 | 12 | 271 | 40 | 12 | 19 | - | 7 | 30 | 43 | - |
| | 籍 訂 正 ・ 書 換 | 376 | 312 | 16 | 5 | 64 | 35 | 6 | 191 | 14 | 5 | 11 | - | 2 | 12 | 15 | - |
| | 再 交 付 | 27 | 26 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 10 | 5 | 1 | - | - | - | 1 | 1 | - |
| | 除 籍 (ま っ 消) | 3 | 2 | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | 3 | 1 | - | - | 2 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |

11 保健医療

(1) 医療安全支援センター

医療安全支援センターでは、①「患者の声相談窓口」における患者・家族からの医療に関する苦情相談への対応（患者・家族及び医療機関への助言等）、②医療機関、患者・家族及び住民への医療安全の確保に関する情報提供、③医療機関の管理者及び従事者に対する医療安全研修、④医療の安全確保のための会議等の開催を通じ、住民の医療に対する信頼確保と医療機関における医療安全確保対策及び質の高い医療サービスの提供の推進を目指している。

表11-1 相談件数

| 区分 | 総数 | 相談者 | | | | | 内容(延べ) | | | 処理経過 | | | | | |
|-----|-----|-----|-----------|-----------|------------------|----|--------|-----|-----|-----------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------|-------------------|-----|
| | | 本人 | 家族・ 親戚 | 友人・ 知人 | 医療 機関・ その他 | 不明 | 相談 | 苦情 | その他 | この相 談で終 了 | 医療機 関・関 係機関 紹介 | 相談者 の意見 を医療 機関へ 伝えた | 声窓で 継続相 談 | 都の関 係部署 へ案内 | その他 |
| 3年度 | 480 | 363 | 88 | 3 | 18 | 8 | 251 | 222 | 7 | 352 | 85 | 9 | - | 10 | 24 |
| 4年度 | 766 | 590 | 136 | 7 | 22 | 11 | 452 | 286 | 28 | 415 | 57 | 31 | - | 242 | 21 |

表11-2 医療安全研修会

| 開催日 | 研修会・講習会名 | 講師 | 対象 | 参加人数 |
|----------------|------------------------------------|--|------------------------|------|
| 令和4年 11月10日 | ～患者の声がクレームになる前に～ 歯科法律トラブルの傾向と対策 | 弁護士法人 小畑法律事務所 代表弁護士（東京弁護士会所属）、 歯科医師（歯学博士） 北海道大学・北海道医療大学・ 神奈川歯科大学 客員教授 小畑 真 氏 | 医療機関 従事者 （オンライン） | 133 |

(2) 地域医療システム化推進事業

<脳卒中医療連携推進事業>

圏域において脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる仕組みを構築するとともに、地域において急性期から回復期、在宅医療に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目的に、平成20年度から取り組んでいる（急性期については、虚血性心疾患とともに平成17年度開始）。

事業では、管内各市医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等関係機関、消防署、市、保健所等で構成する協議会を設置し、協議会に置かれた部会を中心に事業を実施している。令和4年度は国家公務員共済組合連合会立川病院に業務を委託して実施した。

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえて事業を実施した。

地域における脳卒中医療連携を推進する上での取組として、北多摩西部保健医療圏における脳卒中の救急搬送及び転院搬送の状況調査について、令和4年1月から12月に実施し、令和5年度の分析に向け、集約を行った。

地域における脳卒中医療連携に関する情報の把握と共有を図るために、北多摩西部保健医療圏脳卒中医療連携推進協議会を開催し圏域における脳卒中医療連携の取組に関する情報共有を行った。

地域の住民又は医療従事者に対する普及啓発活動としては、「脳卒中の予防」、「リハビリテーションを効果的に続けるための提案」の動画を作成して普及啓発を図った。

会議等開催状況

- ア 役員会・協議会 …… 各1回 新型コロナウイルス感染防止対策によりオンライン開催で実施した。
- イ 急性期部会、地域ケア・リハビリ部会 …… 各2回 新型コロナウイルス感染防止対策によりオンライン開催で実施した。

<糖尿病医療連携推進事業>

予防から治療まで一貫した糖尿病対策を推進し、身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、圏域内における糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげることを目的とし、平成21年度から取り組んでいる。

事業は、糖尿病専門医、関係診療科代表医師、管理栄養士、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市の関係者、保健所で構成する糖尿病医療連携推進協議会を設置し進めている。令和4年度は、独立行政法人国立病院機構災害医療センターに業務委託した。普及啓発活動として、医療従事者向けに糖尿病性腎臓病、重症化予防とSGLT2阻害薬の有用性、透析予防外来についての研修を行い、住民向けに糖尿病と食事について公開講座動画を作成し東京動画に掲載した。また、6市の保険年金課、健康主管課及び事務局で、各市の重症化予防に関する取組について情報交換会を行った。

会議等開催状況

- ア 協議会（新型コロナウイルス感染防止対策ため、書面開催で実施1回）
 - ・・・医療従事者向け研修会及び住民向け公開講座の報告、6市情報交換会について
- イ 医療従事者向け
 - ・・・オンデマンド形式の研修を実施
- ウ 情報交換会
 - ・・・管内6市（健康主管課、保険年金課）の取組状況の報告

12 歯科保健

歯や口腔の健康を維持することは、単に食物を咀嚼することにとどまらず、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。地域の実情をふまえて、歯科保健意識の向上を図るため関係機関と連携し、歯科保健活動の支援や生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進している。平成30年3月に東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」が策定されたことを受け、障害者歯科保健推進対策として障害者を支える施設、関係機関に普及啓発を行っている。また障害者が身近な地域で必要な歯科保健医療サービスが受けられるよう、地域の支援体制を充実するとともに、要介護高齢者等の摂食嚥下機能支援を推進している。

(1) 障害者等歯科保健推進対策事業

ア 障害者等歯科支援

(ア) 施設等歯科健康管理支援

随時、障害者施設における歯科保健活動についての相談対応や機材貸出等を受け付ける体制をとった。

表12-1 施設等歯科健康管理支援

(施設対象)

| 実施施設数 | 実施回数 |
|-------|------|
| 1 | 1 |

(イ) 研修会・講習会・事例検討会

市職員、施設職員、家族、介護者及び医療関係者等を対象に、歯科保健活動の動機づけと技術向上を図る研修会等を行った。

表12-2 研修会・講習会・事例検討会

| 講習会・研修会名 | 講師等 | 対象 | 参加者人数 |
|-----------------------------------|--|--|-------|
| 摂食嚥下機能支援研修会 おいしく、楽しく、食べる力を育てよう | 明海大学歯学部機能保存回復学講座 摂食嚥下リハビリテーション学分野 教授 大岡 貴史 氏 | 幼稚園・保育所等職員、 障害児(者)施設職員、 市関係部署職員等 | 127 |
| 摂食嚥下機能支援研修会(注) 食べるを考える～QOLと栄養～ | 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 医歯学系専攻老化制御学講座 摂食嚥下リハビリテーション学分野教授 戸原 玄 氏 医療法人社団つくし会 新田クリニック院長 新田 國夫 氏 | 高齢者福祉施設職員、 医療機関職員、摂食嚥 下機能支援関係機関職 員、市関係部署職員等 | 48 |
| 摂食嚥下機能支援シンポジウム 食べるを考える～QOLと栄養～ | 日本歯科大学教授 口腔リハビリテーション多摩クリニック院長 菊谷 武 氏 医療法人社団つくし会 新田クリニック院長 新田 國夫 氏 国分寺市健康部長 鈴木 佳代 氏 国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 葛原 千恵子 氏 | 圏域内市民、高齢者福 祉施設職員、医療機関 職員、摂食嚥下機能支 援関係機関職員、市関 係部署職員等 | 40 |

(注) 保健栄養担当と合同開催

イ 歯ミカップ実行委員会支援

「歯ミカップ(歯ミガキワールドカップの略)」は、障害者の歯と口の健康づくりを地域ぐるみで支援するため、平成18年度プレ大会以降、地域の関係機関が協働し、実行委員会が主体となって開催している。

歯ミカップでは、施設や障害のある方個人の歯科保健の取組や創意工夫の発表、表彰を行い、歯科保健に係る意識の向上を図っている。実行委員会は地域の歯科医師会からの助成を受け、歯科医師会、歯科衛

生士会、障害者施設、市、保健所等が参加し運営を行っている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策により、オンラインにて開催した。

(2) 歯科保健普及対策事業

ア 地域歯科保健活動の支援

地域における歯科保健活動を支援するため、歯科保健に関する研修、情報交換及び相互交流を行った。

表12-3 地域歯科保健活動の支援

| 講習会・研修会名 | 講師等 | 対象 | 参加者人数 |
|--|-----------------------------------|-----------------------------|-------|
| 幼稚園・保育所等歯科保健担当者研修会 コロナ禍でも続けたい施設での歯科保健活動 | 昭和大学歯学部小児成育歯科学講座 客員教授 井上 美津子 氏 | 幼稚園・保育所 等職員、市関係 部署職員等 | 58 |

イ 歯科保健情報の収集・発信及び基盤整備

ライフステージに沿った歯科疾患や歯科保健行動に関する情報を収集・分析し、地域診断に資するとともに情報発信を行った。

表12-4 歯科保健情報の収集・発信

| 区分 | 実施内容 | 実施件数 | データ数 |
|-----------|----------------------|------|------|
| 歯科保健情報の収集 | 幼稚園・保育所等歯科健康診査結果調査 | 1 | 142 |
| 歯科保健情報の発信 | 幼稚園・保育所等歯科健康診査結果調査報告 | 1 | |

ウ 地域歯科保健医療推進基盤整備

地域の歯科保健の向上を目指し、関係する諸機関との情報交換と情報共有を実施した。

表12-5 会議・連絡会

| 会議名 | 委員構成 | 主な協議内容 | 回数 |
|---|---|---|----|
| 北多摩西部地域保健医療協議会 地域医療システム化推進部会 歯科分科会(表5-1(P31)再掲) | 6市歯科医師会長、東大和療育センター歯科医師、東京小児療育病院歯科医師、武蔵村山病院歯科医師、6市保健主管課長、保健所 | 1 保健所事業報告等 2 各市の歯科保健事業の取組状況について | 1 |
| 6市歯科保健担当者連絡会 | 6市歯科保健担当者、保健所 | 1 各市歯科保健事業計画及び報告 2 保健所歯科保健事業計画及び報告 3 情報交換 | 1 |

(3) 市町村等支援・連携

市事業の円滑な実施及び地域関係機関の歯科保健活動支援のため、相談、調整等の支援を実施した。

表12-6 市町村等支援・連携

(件)

| 区分 | 情報提供・相談 | 市町村会議等への参画 | 健康教育活動支援 | 関係機関調整 | 普及啓発等 | その他 |
|-------|---------|------------|----------|--------|-------|-----|
| 歯科医師 | 1 | 6 | - | 1 | - | 1 |
| 歯科衛生士 | 5 | - | 8 | 1 | - | 1 |